

重要事項説明書

1. 事業者の概要

名 称	早島町地域包括支援センター
代表者	佐藤 博文
所在地	所在地 都窪郡早島町前潟 3 6 0 番地 1
電 話	電話 (0 8 6) 4 8 2 - 2 4 3 2

2. 事業所の概要

事業所名	早島町地域包括支援センター
所在地	都窪郡早島町前潟 3 6 0 番地 1
介護保険事業所番号	3 3 0 2 6 0 0 0 1 4
管理者	センター長 杉本 共美
連絡先	電話 (0 8 6) 4 8 2 - 2 4 3 2
事業実施地域	早島町内

3. 事業所の職員体制（地域包括支援センター）

介護予防支援サービスを提供する主な職員

職 種	員数	勤務態勢
管理者	1	常勤
保健師	1	常勤
社会福祉士	1	常勤
主任介護支援専門員	1	常勤
介護支援専門員	1	常勤

4. 営業日・営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (祝日、12月29日～翌1月3日を除く)
営業時間	8時30分～17時15分 ※営業時間以外も緊急の連絡は受け付けており、営業時間外は、早島町役場宿日直へつながる

5. 事業の目的及び運営の方針

介護予防サービス計画の作成にあたっては、介護保険法等の関係法令を遵守し、利用者に対し、その心身の特性をふまえて可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者等から総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な介護予防支援を行う。

6. 利用者負担

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はない。
- (2) 利用者の介護保険料の滞納等により保険給付が直接事業者を支払われない場合は、下記のサービス利用料金の全額を現金で支払わなければならない。ただし、事由が解消された場合は、介護保険より返還される。

介護予防支援費・ 介護予防マネジメント費	4, 4 2 0 円/月
初回加算 (新規作成した場合のみ)	3, 0 0 0 円/月

7. 事故発生時の対応について

- (1) 事業者は、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 事故の状況及び事故の対処について記録する。
- (3) 利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

8. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約解除することがある。

※ハラスメント行為の例

身体的暴力	物を投げつける、叩く、蹴る、殴る、唾を吐く など
精神的暴力	怒鳴る、脅す、威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽なサービスを要求する など
セクシャルハラスメント	不必要に身体に触れる、抱きしめる、卑猥な言動を繰り返す など

- (2) 職員の健康管理のため訪問中の喫煙は遠慮のこと。
- (3) 感染症などの流行時、訪問中はマスク着用のこと。

9. 虐待防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 研修等を通じて、法人の使用する者の人権意識の向上や対人援助に関する知識・技術の向上に努める。
- (2) 適切に支援を行うために相談できる体制を整えるほか、利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。
- (3) 利用者等に対する高齢者虐待に相当する行為やそのおそれのある状態を知った場合には、関係機関と連携し、その解決のために必要な措置を講じる。

10. 身体的拘束等の原則禁止について

- (1) サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。
- (2) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。

11. 守秘義務と個人情報の保護について

- (1) 業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはない。
- (2) 事業所は、担当職員その他の従業員であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- (3) 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業所との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を利用することができる。

12. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口連絡するが、委託された居宅介護支援事業所がある場合には、そちらの相談窓口へ申し出ること。

相談窓口	電話番号 (086) 482-2432 FAX (086) 483-0564 対応時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 (祝日、12月29日～翌1月3日を除く) 管理者 早島町地域包括支援センター長 杉本 共美
------	---

公的機関においても、次の窓口において苦情申出等ができる。

早島町 住民福祉部 健康福祉課 介護福祉係	所在地 都窪郡早島町前潟360番地1 電話番号 (086) 482-2483 FAX (086) 483-0564 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 (祝日、12月29日～翌1月3日を除く)
岡山県国民健康保険団体連合会 「介護サービス苦情相談窓口」	所在地 岡山市北区桑田町11番6号 岡山県国保会館 電話番号 (086) 223-8811 FAX (086) 223-9109 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時 (祝日、12月29日～翌1月3日を除く)